

島根県報

平成26年8月12日(火)

第 2,622 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

農業経営基盤強化促進法の規定による特例事業の実施に関する規程の承認(農業経営課) 2保安林の指定(森林整備課) 2土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)(リリカン) 3

【公告】

島根県立都市公園の指定管理者の募集 (都 市 計 画 課)

【特定調達公告】

平成26年度「ご縁の国しまね」観光PRキャンペーン企画制作運営業務に係る随 (観光振興課) 8 意契約の相手方等

【雑報】

危険物取扱者試験の実施 (消 防 総 務 課) 9

告示

島根県告示第464号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、公益財団法人しま ね農業振興公社が行う次に掲げる特例事業の実施に関する規程について承認したので、同条第4項の規定により告示す る。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 農地売買等事業(法第7条第1号に掲げる事業をいう。)
- 2 農地売渡信託等事業(法第7条第2号に掲げる事業をいう。)
- 3 農業生産法人出資育成事業(法第7条第3号に掲げる事業をいう。)
- 4 研修等事業(法第7条第4号に掲げる事業をいう。)

島根県告示第465号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町峠之内786-37から786-42まで

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
 - 隠岐の島町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

土石流

小原田川左支渓

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。)

島根県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、平成26年島根県告示第42号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊波子町5、上口5
 - (2) 土石流

波子町A、川越坂本A、長谷柚ノ木谷川

3 解除に係る区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。)

島根県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

隠岐の島町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

小原田川左支溪

3 解除に係る区域

別図に示す区域 (「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。)

公 告

島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)第19条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立都市公園(以下「公園」という。)は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものである。

平成17年4月から、公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってきたところであるが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することとした。

- 2 指定管理者が管理する公園の概要
 - (1) 浜山公園
 - ア 所 在 地 出雲市浜町・大社町北荒木地内
 - イ 公園規模 面積54.9ヘクタール
 - ウ 施 設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等
 - (2) 石見海浜公園
 - ア 所 在 地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内
 - イ 公園規模 面積147.7ヘクタール
 - ウ 施 設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等
 - (3) 万葉公園
 - ア 所 在 地 益田市高津町・飯田町地内
 - イ 公園規模 面積48.4ヘクタール
 - ウ 施 設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等
- 3 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

- 4 指定管理者が行う業務
 - (1) 公園の運営に関する業務
 - (2) 公園の維持管理に関する業務
 - (3) 有料公園施設(これに附属する設備及び器具を含む。以下同じ。)の利用の許可に関する業務
 - (4) スポーツの普及及び振興に関する業務(浜山公園に限る。)
 - (5) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)で定める事項
- 5 指定の期間

平成27年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 6 管理に要する経費等
 - (1) 委託額
 - ア 浜山公園

支出見込額 188,311千円(維持管理費)

収入見込額 42,074千円

年間委託額 146,237千円 (消費税及び地方消費税 (8パーセント)を含む。)以内

5年間の委託額 731,185千円 (消費税及び地方消費税 (8パーセント)を含む。)以内

イ 石見海浜公園

支出見込額 138,771千円(維持管理費)

収入見込額 16,709千円

年間委託額 122,062千円(消費税及び地方消費税(8パーセント)を含む。)以内

5年間の委託額 610,310千円 (消費税及び地方消費税 (8パーセント)を含む。)以内

ウ 万葉公園

支出見込額 42,269千円(維持管理費)

収入見込額 1,185千円

年間委託額 41,084千円 (消費税及び地方消費税 (8パーセント)を含む。)以内

5年間の委託額 205,420千円 (消費税及び地方消費税 (8パーセント)を含む。)以内

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者 の収入とする。

イ 委託料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を基準とし、別途定める支払い計画に基づき分割で支払う。

7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号)、民事再生法 (平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続を していない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止 措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 申請の手続

(1) 申請書

島根県立都市公園条例施行規則(昭和49年島根県規則第71号。以下「規則」という。)に定める様式第12号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

- ア 指定管理者に応募する理由
- イ 公園の管理運営に当たっての基本方針
- ウ 利用者サービスの向上策
- エ 緊急時(利用者の事故、災害等)の体制及び対策並びに防災対策
- オ 利用者の要望の把握及び実現策
- カ 自主事業実施計画
- キ スポーツ教室の実施計画(浜山公園に限る。)
- ク スポーツ指導計画(浜山公園に限る。)
- ケ 職員の研修体制

- コ 苦情等の未然防止と対処方法
- サ 平成27年4月1日から業務を遂行するための移行計画(現指定管理者以外の法人等のみ。)
- シ 現に従事している職員の雇用についての考え方(現指定管理者以外の法人等のみ。)
- ス 管理運営の体制 (組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等)
- セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望(中長期的な経営方針)
- ソ 地域との連携及び地域振興についての考え方
- (3) その他申請に必要な書類
 - ア 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳
 - イ 有料公園施設の利用料金設定表
 - ウ 法人等の活動実績書(規則に定める様式第13号) (新規設立の場合等、実績がない場合は無しと記載し提出)
 - エ 法人等が、過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書
 - オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書
 - 力 誓約書
- (4) 提出部数

正本1部(3)のオにあっては、原本1部)及び副本8部

(5) 提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限

平成26年10月3日(金)午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成26年10月3日(金)午後5時必着とする。

イ 提出先

18に記載する場所

ウ 提出方法

郵送又は持参

- (6) 申請に当たっての留意事項
 - ア 提出された書類は、返却しない。
 - イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- 9 募集要項等の配付期間及び配付場所
 - (1) 配付期間

平成26年8月12日(火)から同年9月19日(金)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

18に記載する場所

また、島根県ホームページにも掲載する。

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

説明会に出席を希望する応募者は、平成26年9月3日(水)正午までに18に記載する場所まで連絡すること。

(1) 浜山公園

ア 開催日時 平成26年9月8日 (月) 午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県出雲合同庁舎603会議室 (6階)

(2) 石見海浜公園

ア 開催日時 平成26年9月9日 (火) 午後2時から午後4時まで

イ 開催場所 島根県浜田合同庁舎501会議室(5階)

(3) 万葉公園

- ア 開催日時 平成26年9月9日 (火) 午前10時から正午まで
- イ 開催場所 島根県益田合同庁舎第1会議室(5階)

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 と。
- イ 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 当該団体が、事業計画書に沿った公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること (浜山公園に限る。)。

(2) 選定方法

- ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する第4期島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準に基づき行う。
- イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査した後、プレゼンテーションによる審査を行う。書類審査の結果は、プレゼンテーションの期日までに申請者に連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、平成26年10月下旬に実施の予定である。
- エ 委員会は、非公開とする。
- オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(2)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成26年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

- 13 指定管理者が行う業務の評価に関する事項
 - (1) 島根県は、適正な管理の確保と県民サービスの向上を図るため、指定管理者が行う業務に関する評価を毎年度実施する
 - (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。
 - (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者が行う業務の評価に関する事項は、別に定める。
- 14 個人情報保護に関する事項

指定管理者には、公園の管理運営を行うに当たり島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第9条の2 の規定により、個人情報の適正な取扱義務が課せられる。具体的な内容については、島根県と指定管理者が締結する協 定書で定める。

- 15 指定管理者の履行責任に関する事項
 - (1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
 - (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。
- 16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
 - (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指 定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合におい て、指定管理者が当該期間に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことが できる。
 - (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場 合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければ ならない。
 - (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に は、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
 - (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

17 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があった ときは、失格とする。
- (3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。
- (4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成26年12月中旬予定)まで に、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定し ないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないこと がある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 島根県立都市公園条例、規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。
- (8) 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額の算出に係る消費税及び地方消費税の率は8パーセン トとすること。
- 18 書類の配付場所及び提出先(問合せ先)
 - (1) 郵便番号 690-8501
 - (2) 住 所 島根県松江市殿町1番地
 - (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ
 - (4) 電話番号 0852-22-5210
 - (5) ファクシミリ 0852-22-6004

特 定 調 達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平 成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根 県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成26年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

平成26年度「ご縁の国しまね」観光PRキャンペーン企画制作運営業務 一式

- 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県商工労働部観光振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年6月27日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 有澤 寛島根県松江市西川津町721
 - (2) 株式会社TSKエンタープライズ 代表取締役社長 昌子 成人 島根県松江市西川津町721
 - (3) 株式会社中国四国博報堂 代表取締役社長 渡邉 悦男 広島県広島市中区大手町 3 - 7 - 5
- (4) 株式会社ワコムアイティ 代表取締役 今岡 克己 島根県松江市北陵町43
- 5 随意契約に係る契約金額 49,902,800円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

推 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第1項の規定により公示する。

平成26年8月12日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴 木 良 一

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区分	試験日	試 験 場 所
第2回	平成26年11月9日(日)	出雲市、浜田市、隠岐の島町
第3回	平成26年11月16日(日)	松江市、大田市、益田市

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分 (9時30分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分 (13時00分までに集合すること。)

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットによる受験申請)の2通りのうち、いずれかによる。

- ア 書面申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)
- イ 電子申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス http://www.shoubo-shiken.or.jp

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成26年9月16日(火)から同月30日(火)まで(郵送の場合は、9月30日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成26年9月13日(土)午前9時から同月27日(土)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

- (1) 書面申請の場合
 - ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)